

はらだ居宅介護支援事業所重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号に基づいて、当事業者が、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人一誠会
事業者の所在地	旭川市1条通 16 丁目右7号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 原田 一道
電話番号	0166-23-2780
指定年月及び指定番号	0112919808

2. ご利用の事業所

事業所名称	はらだ居宅介護支援事業所
事業者の所在地	旭川市1条通 16 丁目右7号
管理者の氏名	高岡 貴美子
電話番号	0166-23-2780
ファクシミリ番号	0166-86-2765
指定事業所番号	0112919808

3. ご利用事業者であわせて実施する事業

訪問看護

訪問リハビリテーション

4. 事業の目的と運営の方針

当事業所の介護支援専門員は要介護者等に対し、その有する能力に応じた指定居宅介護支援を適切に提供することを目的としています

事業の実施にあたり、関係市町村・指定居宅サービス事業者・他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図ります。

要介護者等が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等及び家族からの依頼を受けて、要介護者等の心身の状況、置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、他の事業所との連絡調整及び紹介その他の便宜の提供を行うこととします。

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう努めます。

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めや当該事業所をケアプランに位置付けた理由の求めに応ずることが可能です。

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	員数	勤務体制
介護支援専門員(管理者兼務)	1名	常勤(准看護師)
介護支援専門員	1名	常勤(介護福祉士)

※介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は44人です。

6. 営業日・営業時間

月曜日～金曜日午前8時30分～午後 5時 土曜日午前8時30分～午後12時30分

休日：日曜日、国民の祝祭日及び12月30日～1月3日

7. 事業の実施地域

旭川市、東川町、東神楽町、鷹栖町、比布町、当麻町、美瑛町。

8. サービス内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護認定の申請・変更の代行
- (3) 介護に関わる相談・援助
- (4) サービス事業者との連絡調整
- (5) 介護保健施設の紹介

9. 苦情等申立窓口

(1) 利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後 5時 土曜日 午前8時30分～午後12時30分
	ご利用方法	電話 0166-23-2780 (内線305)
	面接場所	はらだ居宅介護支援事業所

◇苦情処理体制及び手順

- ・苦情処理は管理者 高岡 貴美子 があたります
- ・苦情を受付けした場合相手方に連絡を取り詳しい事情を確認します
- ・管理者が必要であると判断した場合は関係職員を含め検討会議を行います
- ・検討後、翌日までには必ず具体的対応を行います
- ・記録を台帳保管し、再発防止に役立てます

◇苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ・管理者は、当該サービス事業者に対する事実の確認、連絡調整を行い、必要に応じて事業者に対して改善要請を行います
- ・必要に応じて、事業者の変更等の居宅サービス計画の変更等の対応を行います
- ・改善要請等によって改善しない場合、利用者が行う国保連合会への苦情申立てに関して必要な援助を行います
- ・当該サービス事業者が事業者等指定基準に違反している恐れがある場合は、道に連絡します
- ・当該サービス事業者に対する苦情等に関し、市町村等から調査、連絡調整等の要請があった時は、その趣旨に沿って対応します

(2)行政機関その他苦情受付機関

旭川市役所 福祉保険部介護保険課	所在地 旭川市6条通9丁目総合庁舎 電話 0166-25-6485
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話 011-231-5161(代表)

10. 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11. ハラスメント対策

はらだ内科内視鏡健診クリニック職場におけるハラスメントの防止に関する規定を順守します。

1 2. 身体拘束

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 3. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

2 事業所は、サービス提供中に、当該職員または、利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告します。

1 4. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとし、業務継続計画を定期的に見直し必要に応じた変更を行うこととします。

1 5. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、はらだ内科内視鏡健診クリニックの感染対策委員会にてその対策を協議、対応指針を整備し、定期的に研修会や訓練を実施して感染対策の資質向上に努め事業所もこれに準じます。